

(開会) 13:33

中村座長

それでは、協議会を始めたいと思います。

本日は、尾崎副座長、松本議員が所用のため欠席となっております。

お手元に資料を配付しておりますが、まず、先日、幹事長会で条例素案の報告をさせていただいて、各会派に配付させていただきましたが、その後、各会派から意見があったのであればこの場を出していただきたいと思いますが、絆クラブから何か意見はありましたか。

島 議員

絆クラブからはとりたてて意見はありませんでした。

中村座長

市民クラブはどうですか。

吉本議員

特に意見はありませんでした。

中村座長

公明党議員団はどうですか。

園内議員

特にありませんでした。

中村座長

共産党議員団はどうですか。

渡辺議員

意見はありませんでした。

中村座長

民主クラブはどうですか。

山本議員

特に意見はありませんでした。

中村座長

わかりました。

条例素案について変更箇所がありますので、それについて私のほうから説明をさせていただきます。

まず、条例素案の第2条第1号の災害の定義ですが、前回は「大規模な火事若しくは爆発、

放射性物質（原子力を除く）……」となっていました。法制の意見でこう直したらどうかということで「災害対策基本法第2条第1号に規定する災害のうち、暴風、豪雨、洪水、高潮、津波その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他の及ぼす被害の程度においてこれらに類する事故をいいます。」というふうに変更しておりますが、これでよろしいですか。

渡辺議員

「事故」という表現ですが、「事象」という表現ではどうですか。

中村座長

これはどの市でも「事故」となっています。また、法律でも「事故」となっています。それでよろしいでしょうか。

（「はい」との声）

次に、同条第2号の防災の定義について、「災害を未然に防止し、」を「災害による被害を未然に防止し、」というふうに変更しております。

次に、第3条第3号公助の理念で「市民等及び事業者を守るため」となっていました。何から守るのかわからなかったのを「市民等及び事業者を災害から守るため」と変更しました。

次に、第4条について「地域防災計画を見直す場合は、」となっていました。「地域防災計画に検討を加える場合は、」というふうに変更してはどうかということで、これについてもこのように変更させていただきました。

次に、第5条でいろいろと変更はありますが、これについては字句の変更ということで、例えば、同条第1号の「防災情報」を「防災に関する情報」と、同条第2号の「講習会等へ積極的に」を「講習会等に積極的に」というようなことなので、これについては座長に御一任いただきたいと思います。大きな変更点だけを説明させていただきます。

次に、第6条第8号で「防災訓練を実施し、従業員等の積極的な参加を図ること。」を「防災訓練を実施し、従業員等が積極的に参加することができる環境の整備を図ること。」ともう少し丁寧な表現に変更させていただきました。

次に、第22条第1項について、前回では「市長は、」となっていました。「市は、」というふうに変更しました。また同条第4項で「市は、第1項の規定により情報を得た場合で、市民に被害が及ぶと判断したときは、」となっていたのを「市は、市民に被害が及ぶおそれがあると認められる防災に関する情報を得たときは、」と変更しました。なお、その後段で「防災無線」となっていますが、これについては「防災行政無線」というふうに変更させていただきます。

次に、第26条第1項についても、「市長は、」となっていたものを「市は、」と変更しました。

次に、第29条第1項について、法制のほうから意見がありまして、前回では「市は、市が所管する公共施設（昭和56年5月31日以前に建築された建築物及び同日において工事中であった建築物に限る。次項において同じ。）」となっていました。これは「市は、市が設置し、又は管理する公の施設その他の建築物（昭和56年5月31日において存した建築

物又は同日前にその工事に着手した建築物に限る。次項において同じ。）」と変更させていただきました。

次に、第32条応急仮設住宅の建設ということで、前回では「市は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき、知事から市長が行うこととする事務として通知を受けた場合は、応急仮設住宅の用地について不足の来さないよう努めなければならない。」となっていました。これも法制から意見がありまして「市は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第30条の規定により和歌山県知事はその権限に属する救助（応急仮設住宅の供与に限る。）の実施に関する事務の一部を市が行うこととした場合において、当該応急仮設住宅を供与するために必要となる用地について不足することがないように努めなければならない。」という表現に変更させていただきました。

以上が法制からの意見をもとに変更させていただいた条例素案をお配りさせていただいておりますが、第10条 災害時要援護者の援護について2つの案が示されています。何が問題かと言いますと、同条第1項で「市と協働して災害時要援護者の現況をあらかじめ把握するよう努めなければなりません。」となってくると、災害時要援護者は、定義で、身体障害者や外国人等云々と書いてありましたが、そういった人たちの現況をあらかじめ把握するということは到底不可能だということで、我々が考えていたのは災害時要援護者登録をした人ということかということもあったので、それについて第10条をもう少し訂正してはどうかということで山本議員から2つの案が提示されていますので、御説明をお願いします。

#### 山本議員

先ほど座長から説明していただいたとおり、定義のほうから引っ張ってくると、例えば、外国人、乳幼児、妊婦、旅行者等、日々移動される方の現況をずっととらえていくということは不可能であるということがわかりまして、じゃどうするかということで、もともとの部分に立ち返って、登録をしていただいた要援護者に対しての援護を十分にするということが本旨であろうということで、案を2つ示させていただきました。一つは、現状の登録制度を積極的に生かすという意味で「市民及び」ということで始まっていましたが、個々の市民がそれぞれ登録されている要援護者を把握するということは無理な話なので、その部分を削除させていただいて、「自主防災組織は」ということから始めさせていただくと。そして、災害時要援護者を事前に登録を申し出たということで、その範囲を限定して、登録をしていただいた援護が必要な方をあらかじめ把握するようにするという積極案が一つ。もう一つが、同条第1項をすべて削除して「市民及び自主防災組織は災害時要援護者の援護に努めましょう。」ということで、その部分だけを残すという消極的な案の2つを提示させていただきました。どちらを選択するかということで、皆さんの御意見をちょうだいできればと思っています。

#### 中村座長

今、山本議員から御説明がありましたように「事前に登録を申し出た」というのは、災害時要援護者名簿に載っている方と、その方については現況をあらかじめ把握するよう努めなければならないということで――島議員、災害時要援護者の名簿は福祉のほうでつくって、それが防災のほうにあって、そして防災のほうから自治会や自主防災会、民生委員に渡ってい

るということですか。

島 議員

その経過について御説明いたします。

先ほど、座長からお話がありましたように、福祉のほうに和歌山市災害時要援護者登録申出書という書類があります。これは災害時に御本人が万一のときにサポートをお願いしたいということを希望される方に対して届け出る書式があります。それについては、要援護者の方から関係部局へ情報が回りますということの同意書をいただいた上で、これを関係部局へ回すということで、総合防災課のほうから自治会、民生児童委員、自主防災組織、消防団、警察に個人情報を提供することに同意をいただいた上でこれを提供するようになっています。その対象の方々は、65才以上で要介護3以上やいろいろと障害を持っておられる方が主で、希望する方だけ申出書で登録すると。現在、和歌山市では登録者数が約3,100人。この方々も登録していたけれどもお亡くなりになったり、病気で入院されたり、介護施設に入所されたりとこれも順次移動がありますので、現場に行つて調査する要員も含めて移動を把握するような体制で福祉のほうも努力していただいているようです。現実的に危機管理局に聞きますと、この情報は提供しているものの連合自治会へ——地区別で割って、名簿を提供しているのですが、そこから下のどこまで流れているのかということについては地域によってばらつきがあつて、完全に把握しきれていないと。一部の連合自治会では、下部組織に流れていないということもあつたので、各連合自治会長にその情報はできるだけ速やかに関係のところへ流してくださいというお願いをしているということで、現在、そのところでとまっているようであります。ですから、自治会長や民生委員、消防団が自分の地域に要援護者登録をした方が何人いらっしゃるのかということ把握しているのかということにちょっと疑問を感じるころがあります。

中村座長

なぜこれが問題になってきたのかというと、次の通常国会で災害時要援護者の取り扱いといいますか、災害時にどうしていくのかというようなこと法律が出るようなんです。ただ、詳しいことはわかりませんが、ここで余り積極的に書き過ぎると——法律が半年先に成立するかだめになるかということが明らかになりますので、様子を見たほうがいいのかという意見と、法律ができそうならこの条例に書いて積極的にやるほうがいいのかという2つの意見があります。これについて皆さんの御意見があればいただきたいと思ひます。

第10条第1項がなくても、法律ができればそれを活用して災害時要援護者がわかつて災害に対応できると。また、島議員が言われたように、この条例がなくても現実的には連合自治会あたりまで情報提供されていると。それが地域でどう活用されるのかは地域でばらつきがあるということです。

吉本議員

災害時要援護者登録ということで、支所、連絡所のほうで申請を受け付けているんです。その名簿があつて、死亡や転居といったことがあつて、タイムリーな名簿にずっとしてい

なければならない。それと個人情報の問題もあって、地域の連合会長だけが把握して、下におりてないという現状もあって、それを生かしきれていないというのが現状なんです。それをいかに民生委員等の地域で活動されている方に名簿を渡して——それをもらっても責任を持ってないと皆さんが言われます。そういった中で、地域で共有が全くできないところもあって、それならいっそのこと努めなければならないということで積極的にやっていったほうがいいのではないかと。そうでないと、遅々として進んでいないということが現実であって、福祉のほうでも毎日毎日チェックができないんです。だから1カ月か2カ月に一度、市民課と連携してという形になると思うので、そういった中で名簿を共有して積極的に進めていけばいいのではないかと考えています。もちろん知られたくないという方もいらっしゃると思いますが、どちらを優先するのかと、条例自体は要援護者を守っていくという観点から積極的に書いたほうがいいのではないかと思います。

#### 島 議員

要援護者に対する支援ということについては、自助と共助がメインになっているんです。公助はあくまでも自助、共助をやることについての支援ということで、公のところは直接要援護者に対して何かするとかしなければならぬということではなく、自助——自分たちと、共助——周りにいる自治会やコミュニティーの関係者が協力して助けてくださいということが災害時要援護者の支援ということについての基本的な考えらしいので、自助、共助の方々が要援護者に対して支援することが基本的なことです。他都市の表現を見ますと、吉本議員からあったように、要援護者の名簿についてどこまで行き渡るのがいいのかどうか。あくまでも登録して申し出たということは、避難支援者は自分の名前と住所を地域の支援してくれる人に対して提供してもいいですよという同意書を取っているということが一つと、もし法的なところに表現するのであれば、「市と協働して——災害時要援護者の協力の下、現況をあらかじめ把握するよう」と書いてありますが、「災害時要援護者の協力の下、現況をあらかじめ」ということで、要するに要援護者も情報提供について協力しているんだということの表現も入れて、「要援護者の協力の下、現況をあらかじめ把握する」という表現にしている市もあります。ということは、ある程度、援護される側の方が自分で意思表示しているということをきっちり表現しているということなんです。

#### 中村座長

これについて、法制の意見はどうでしたか。

#### 山本議員

先日、ざっと見ていただきましたが、そのときに出てきたのが、第1案のほうで、事前登録を申し出た災害時要援護の把握をするのを市民にさせるのはできないと思いますということで、そこについては削除させていただきたいと。自主防災組織については、情報提供ができるという方の中に入っているのもそれは可能ですと。だからひっかかるのは「市民及び」というところだけなんですという回答をいただいたので、その部分を削除させていただきました。

中村座長

私の考えですが、「市民及び自主防災組織は災害時要援護者の援護に努めましょう。」ということをお大前提に置いて、第2項で「自主防災組織は——要援護者の協力の下、現況をあらかじめ把握するよう努めなければならない。」と第1項と第2項を振りかえてみてはどうですか。

山本議員

別に支障はないと思いますが、私が共助の部分をお任せいただいてその中で考えたのは時系列に必ず並べようということ、まず災害が起こる前に把握をしておきましょうと、そして第2項で災害が起こったときには援護に努めましょうということ、時系列を逆にしないようにしようと考えていたので、別にそれにこだわらなければ入れかえるということは可能だと思います。

芝本議員

島議員がおっしゃられた「協力の下」を入れるのか、山本議員が考えている——要するに「努めなければなりません。」というところがネックになってくるのかと思ったので、「自主防災組織は、市と協働して事前に登録を申し出た災害時要援護者の現況をあらかじめ把握するとともに援護に努めましょう。」と、「努めなければなりません。」となるとどうしても個人情報等という問題が出てくるので、これは同意書があるということの問題ないことだと思いますが、緩やかに援護に努めましょうとくくつたらいいのではないかと思います……。

山本議員

2つの案をなぜ出したか言いますと、当初、条例チームで第1項を削除しましょうかということで第2案のほうになっていたのですが、既に市がやっている登録制度があるということを含めてお話をさせていただいて、やっぱり、あるものは使わないとということで、その後、考えまして、1案の積極論、2案の消極論と2つの案を提示させていただいた次第であります。おそらく、当初はそれぞれの自治会がみずからこういったフォーマットをつくって把握するということが本来の共助の部分であったと思うんです。ところがそれはできないという地域差が出てくるので、それから信用という問題もあると思うんです。だから市がこういうものをつくってシステムの的にやっただと。ところがそれを提供したときに生かしているところと生かしていないところの差が出てきていると、それをできるだけ縮めないといけないところであえて既にある制度ではあるんですが、うたい込むことによって具体的に積極的に活用するというのも考えてもらいやすくなるのかというような意味合いも含めた積極論と考えていただければと思います。具体的にどう使うのかという意思統一を図って学んでいただいて実際にやってみるということが必要なのかなと、そのスタートになったらいいという思いです。

姫田議員

まず、要援護者登録をすれば実際どう救われるのかという部分がわかりにくいので、基本的には自助という部分でも共助という部分でも登録をするということが……。けど登録をしたからどうなのかと言われたときに登録だけを勧めても——把握の部分では大事だと思

います。どこにどんな人が住んでいて、避難した後であの人がいない、この人がいないとなったときに探しに行くことができるといった部分では……。ただそれは先ほど言いましたが、そういう場では自助や共助ではちょっと無理な部分ではないかと。要するに人命救助といった部分で探しに行ってもらわないと、逃げるときに声をかけ合いながら逃げましょうと、登録したときに、一人で逃げられないから助け合いながら逃げましょうということが基本的なスタイルで、そこが自助、共助だと思うんです。だからそういう制度があるということの周知をして、市民の義務ではないけれどもそういう部分に積極的に登録しましょうということをやったらいいと思います。実際にそれをやってみたらどうなるんだと言われたときにその責任を持ちかねるというか、必ず助けますということにはならないですし、どこまでどうやったらいいかわからないですが、今言っているのは、登録した人の情報等は基本的に同意があるから問題ないと思いますが、むしろそれがなかなか進まないところがあると思うんです。それが進まないからそういう部分も自分を助けるという意味からも、登録しておきましょうという呼びかけをやられてもいいのかと思いますが、これによって登録して実際どうしてくれるんだと言われたときに困ると思います。

#### 山本議員

姫田議員がおっしゃられた、活用しきれていないという部分の課題を解決していかなければならないということはこの場にいらっしゃる皆さんも同じ意見だと思いますので、やっぱりここに入れていかないといけないと思います。それで、この申込書を見る限り、当局の意図を酌み取れば、助けてくださいという人と助けてあげますという人の2人を書くという形になっているんです。実際どうなるかわかりませんが、場合によっては助けてほしいという人の担当は私で、とりあえず助けに行くと、家が無事であればとりあえず安否確認をして避難所に行くと。ところが家が倒壊していれば助けを呼びに行き、場合によっては探さないといけないといった手だてを取るということをしてほしいところがあるのではないかと思うんです。結果的に助けられなかったとしても、助けるほうも緊急時なので、そこで責任を負わされるということは——どちらにとっても状況は平等なので、そこは緊急避難的な話なので。ただ、自分の安全も自助として安否が確保されていて、その上で行くということが大前提にあるのでその部分まで責任は求められないし、そこまで言い出すと——書いたら必ず助けに行かないといけないのかという話になってくるので、あくまで第一義的には自助として自分の命をまず守って、余裕があればこっちにという形にならざるを得ないのかと思います。そういうところの最大限取れる部分がこれなのかなと。活用しなければいけないという部分の課題というのは、どういう形であってもここに入れていきたいと思います。

#### 島 議員

登録した人は、災害時に助けてくださいと手を挙げて言っているんです。そのためにだれも何もしてくれないということになればその期待を裏切るということになるので、今言われたようにどの辺までできるかは別として、共助の部分で周りで余裕のある組織、御近所の中でだれかが来てくれる可能性が高いということで、その人に対して何らかの手だてを講じるための手段と言いますか、やり方を条例等で反映しておかないと、せっかく届け出て助けてくださいと言っている人の期待にだれもこたえられないということではおかしいと思います

ので、やはり条例の中で要援護者に対しては御本人の協力のもとに周りの人はできるだけ助けてあげてくださいということをやっておけば、先ほど言いました個人情報をごくまで流してといった責任どうこうの話ではなく、まず助けてくださいという人の命を助けるためのことですから、個人情報どうこうよりも自治会や自主防災組織がそれを把握しておくということは大事なことはないかと。ただ、それをむやみやたらと——自治会や自主防災組織の方が職務上知り得た情報についてどこまで守れるかどうかということについてはデリケートな問題もありますが、その問題はある程度、その方に御判断いただかないと仕方がないと思います。行政が責任を持ってこうなさいという指導はしにくいと思います。ただ、条例の趣旨は、皆で命を守ろうということで防災の条例をつくるわけですから、ヘルプと言っている人の期待にこたえる責任がこの条例にあると思います。

中村座長

やっぱり「市民及び自主防災組織は、災害時要援護者の援護に努めましょう。」という第1項が来て、その具体的な話として現況をできるだけ把握しておきましょうと。勝手に現況を把握することがだめということであれば要援護者の協力のもとにすると。そういうことでよろしいでしょうか。

園内議員

自主防災組織だけでは自治会が入っていないので……。

山本議員

「地域及び自主防災組織は、」とするのが一番適切かと思われまます。

中村座長

それでは、第10条について、第1項は「市民及び自主防災組織は、災害時要援護者の援護に努めましょう。」と、第2項は「地域及び自主防災組織は、市と協働して事前に登録を申し出た災害時要援護者の協力の下、現況をあらかじめ把握するよう努めなければなりません。」このようにさせていただきますので、よろしくお願ひします。

これで協議会の条例素案として決定させていただきたいと思ひます。

次に、これに伴って条例の概要とパブリックコメントの資料を配付しておりますが、条例の概要についてはA3用紙に白黒で印刷されています。背景ということで「近い将来必ず起こると予想されている南海トラフ巨大地震」「地理的に頻発する風水害など、待ったなしの切迫感」「市民の防災意識の高揚と条例制定の機運の高まり」と、必要性については、「東日本大震災では、普段からの自助・共助の備えが犠牲を減らした。」「大災害の教訓に学び、それぞれの責務と役割を明確にすることが必要。」「『自らの安全は自らが守る』という基本理念を徹底することが必要。」「早急に条例を作成する必要があります。」と。特徴としては、「自助・共助・公助と、それぞれの立場ですべきことを区分け」「議会の役割を明文化しています。」

「災害発生前にすべきこと、発生後に行うことをそれぞれの立場で整理」「市民目線でわかりやすい表現」「条文は上意下達ではなく、ともに実践していく意思を表すため、常体と敬体を使い分けしています。」ということで、概要としての前文は、「本条例を制定するに当たって

の背景を示し、市民・地域・行政のなすべき役割を改めて見直し、みんなが防災を身近な問題として認識し、自助・共助・公助の精神を活かして強いまちをつくるため、本条例がそれぞれの立場で理解され、活かされることを制定の趣旨としています。」ということで、右のページでは、総則、自助、共助、公助ということで、要約と言いますか——これは全員協議会のときに配って説明をする資料にしたいということです。これについて何か御意見はありませんか。

（「なし」との声）

次に、カラー刷りの資料ですが、これはパブリックコメントの資料として作成されておりますが、吉本議員から御説明をお願いします。

吉本議員

資料に基づいて説明させていただきます。

パブリックコメントチームで検討いたしましたして、趣旨、概要、骨子とありまして、下段に「ご意見を募集します」ということで、パブリックコメントの方法や期間を記載しております。右のページで背景と必要性ということで、これについては矢印に沿って見ていただくということになっております。「大地震等災害は必ず発生する」という想定のもとで、みんなでとりくむ災害対策基本条例ということが本旨であって、「その被害を軽減するために」ということで、これまでは行政中心の防災対策でやってきたことを行政だけでは不十分であるということがわかったと、防災、減災については自助、共助が必要であるという観点からこれからは自助、共助、公助の理念を共有して皆で取り組んでいきたいと思いますというように書いております。その下で具体的にどう取り組めばいいのかと、今まで自助、共助の取り組みが現状はなされていなかったということで、そうしたら議会から細かい取り組みをしましょうと。その方法として条例で内容を定めてきっちり自助、共助の部分を皆さんに伝えるものをつくっていきましょうということで議会から市民の皆さんに条例をつくって訴えていくと。その条例を制定することによって災害に強いまちづくりができるという一連の流れを図であらわしているということです。パブリックコメントの方法については、市のホームページ、市議会だより、市報わかやま、市政情報コーナー、議会事務局、サービスセンター、支所、連絡所、コミセン、消防局、NPOの協働推進課等に印刷物を配って——市のホームページについては骨子案と条例案も含めて掲載するというように——もう一つ、午前7時25分から市のPRラジオで5分間番組で……。

佐伯議会事務局議事課副課長

これについては広報広聴課と交渉中でして、月曜日から金曜日までやっている番組ですが、金曜日に市の行事等のお知らせのコーナーがあります。そこで取り上げていただける予定にはなっておりますが、まだ正式な返事はいただいておりませんがその方向で進めていただいておりますので、決まり次第お知らせしたいと思っております。

吉本議員

そのように進めさせていただいておりますが、何か御意見があればよろしくをお願いします。

園内議員

パブリックコメントはネット上だけですか。

吉本議員

ここに書いてありますが、メール、郵便……。

佐伯副課長

持参も大丈夫ということで、ここに記載するかどうか検討中でしたが、記載するようにします。

吉本議員

支所、連絡所にもこの資料を置いてもらう予定です。

園内議員

提案ですが、最後の「災害に強い『まち』づくり」ですが、これを「災害に強い『人』づくり、『まち』づくり」としていただけたらいいかと思いますが。

島 議員

一つよろしいですか。表現についてですが、右ページで「現状は示されていない」と、これはちょっとわからないのですが、せっかくパブリックコメントをするのであれば市民の皆さん方と一緒にこの条例を——皆さんの声を寄せていただいてよりよい条例にしたいのでパブリックコメントをすると、だから声を出してくださいということを書いてほしいんです。これはいかにも役所がつくった体裁としてパブリックコメントをするというだけのことで、市民の方の意見がもしかしたら条例に反映されるかもしれないということがあるので、もっといい条例にするためにしっかりと声を出してくださいということをどこかで訴えてほしいと思います。これでは弱いと思います。皆さんの声をもっと出してくださいということが大事だと思います。市民の意見が反映されると言うてしまうと誤解が生じるので、皆さんと一緒にこの条例を考えてつくっていくようにするのが……。

中村座長

「市議会から提案し」の右のところに市民の皆さんの声を反映しということを入れてもらえればいいと思います。

吉本議員

それは一度検討させていただきます。

渡辺議員

先ほど「現状は示されていない」という部分がわかりにくいという意見がありましたので、この部分についてはイラストを挿入して——左ページはかたいものとなっていますので、右ページについてはやわらかいものというイメージがあったので……。

中村座長

全員協議会についてですが、今議会中に開くのは難しいということで、年明けの1月10日か11日ぐらいに開きたいと思っておりますが、日程は皆さんよろしいでしょうか。これについては議長との日程調整もありますので、議長と調整したいと思います。そして、パブリックコメントを1月15日から2月15日まで実施したいと思います。約1カ月間という長期間なので、意見の出ぐあいによって、中間で一度皆さんに集まっていただいて、反映しなければいけないような意見があれば検討してもらいたいと思っております。余り意見がなければ終了してから集まってもらいたいと思っております。

渡辺議員

意見についてはいろいろな方法で出てきますので、何に注意すればいいのかと。

中村座長

事務局で把握できますか。

佐伯副課長

メールについては、事務局あてのアドレスをお知らせしておりますので把握できると思えます。もし間違えて広報にメールを送信した場合には連絡をいただけるようにしておきます。

島 議員

週単位で座長に報告するようルールをつくっておいてはどうですか。

佐伯副課長

件数にもよりますが、件数が多い場合にはそういうことでやっていきたいと思えますが、少ない場合であればその都度、意見が来次第お渡ししたいと思います。余りにも多い場合にはまとめてということを考えております。

姫田議員

来た意見についてどういうふうに戻していくのかということも必要ではないかと思えますが、要するに件数にもよると思えますが一定の意見が来ますよね。その中で基本的にはこの協議会で論議するわけですが、本当に市民のためにつくろうとするのであれば、こういうものが来ていますと、そしてこれに対してこう考えますというようなことが、できればそういうものを一定出して、またそれに対してどうだということがあったら、先ほど言ったようなより市民目線の条例になるような、意見を出して採用された方は採用されたということがわかるので出してよかったということになります。採用されなかった方はどうかというような……。

中村座長

これは条例チームの中で、公募意見に対する回答作成ということがあります。そこで出さ

れた意見に対して採用、不採用という回答ではなく、そのことについての我々の考え方を返してあげないといけないのではないかと思います。

山本議員

国等が行ったパブリックコメントの結果を見ますと、いただいた方に個別に返事するのではなく、例えば、意見公募するページを最終——来る件数にもよりますが、10件程度であれば期間終了後まとめて10件に対して我々の考えを公表すると、「貴重な御意見をありがとうございました。」で終わるのか、「十分値するものなので検討させていただきます。」という形のものを一覧表に載せて、それぞれの方の回答に変えるという形で十分かと思えます。ただ、1,000件ということになれば3人で手分けしてその都度載せていくということになるのかと思えますが。

中村座長

意見をまとめないといけないと思います。このかたまり、このかたまりと、同じような意見が出てくると思うので、それを幾つかにまとめて回答していくということにももしかしたらなるかもしれませんが、防災行政全般に対する意見というのも結構出てくると思います。それを我々が回答するのか、それとも防災の担当課に回すのか。

山本議員

岡崎市の回答の仕方は、御意見は承りましたと、防災当局に伝えさせていただきますという回答を出していたので、今回、我々が欲しいのは条例に対する意見なので、そうでないものに対してはそういう回答しか——それに対して我々が答えるというのは……。

中村座長

そうしてもいいと思いますが、防災の担当課から回答させないとせっかく意見を出しているのに肩すかしのようになるので、担当課に回答を出してもらおうということでいいと思えます。

島 議員

どんな意見が出るのかということはまだわからないので、最初は様子を見て、対応策については検討するようにしてはどうですか。

中村座長

わかりました。そのように進めて、2月15日に終了して、条例素案を修正しなければならない事態になった場合は条例チームで修正していただいて、また協議会を招集いたしますので、そこで修正案を決めていただいて、そして幹事長会、議会運営委員会にかけて発議するという格好になると思うのでよろしくお願ひします。また、発議については各会派の幹事長の発議になると思ひますのでよろしくお願ひします。

園内議員

一つ気になっていたのが、登録している災害時要援護者が死亡した場合、その方が死亡したということを福祉のほうで全然知らないまま災害が起きた場合、混乱を来すことはないのですか。

島 議員

当局に確認しましたが、死亡したら市民課へ届け出しますし、介護施設に入所すればそれは福祉局のほうでわかりますので、その両方をあわせてお互いに調整をして、登録されている方の現状調査や消し込み、書き加えという方向で進めていますということでした。

吉本議員

現場での把握というのは難しいんです。高齢者のことなので何があるかわからないということで、タイムリーな情報は出ないということで、消し込みの作業も毎日できないしということで、実際問題、行政はできてないと。

中村座長

協議会の条例素案がまとまったということにさせていただきます。次回は全員協議会ですので、それまでに何か御意見がありましたら言っていただきたいと思います。それでは、本日の協議会を終了します。

（終了） 14：45